

香芝市報道資料

令和7年 2月13日

報道関係者各位

香芝市市長公室秘書広報課

香芝市立保育所の利用調整における過誤について

1 概要

令和5年11月に実施した香芝市立保育所の利用調整に過誤があり、本来入所することができていたはずの児童を待機児童としていたことが発覚しました。

2 発覚の経緯

令和7年度の保育所等の利用調整における入所選考事務を見直していたところ、令和7年1月31日、三橋市長から子ども家庭部に対し、国及び本市の基準に照らし、保育士の配置人数及び各施設の面積に応じた受入れ可能な正確な児童数を調査するよう指示があり、その過程で、令和5年11月に実施した令和6年度の保育所等の利用調整において本来入所することができていたはずの児童を待機児童としていたことが発覚しました。影響があったことが現時点で判明している施設及び年齢については、次のとおりです。

なお、同様の過誤は、長年にわたって継続していたものと考えられます。

若葉保育所	1歳児	待機児童5人中1人
五位堂保育所	1歳児	待機児童8人中2人
二上保育所	1歳児	待機児童4人中1人
みつわ保育所	2、3歳児	待機児童9人中7人
真美ヶ丘保育所	2、4歳児	待機児童4人中4人

3 三橋市長コメント

法令やそれに基づく基準に照らして本来入所することができていたはずの児童を待機児童とする事務が続けられていたことは、極めて遺憾である。

市職員に対しては、法令等の自らの職務の根拠を常に確認するとともに、それに過誤があった場合には市民生活に多大な影響を及ぼし得ることを深く認識するよう指導し、全庁的に行政事務水準の向上に努めていく。

以上



香芝市
Kashiba City

【問合せ先】

香芝市子ども家庭部保育幼稚園課

担当：岡本

所在地：〒639-0251

奈良県香芝市逢坂1丁目274番地1

電話：0745-79-7520（代表）